

## 個人情報保護法改正に関する提言

自由民主党 政務調査会

内閣部会長

消費者問題調査会長

I T 戦略特命委員長

秋元 司

船田 元

平井たくや

今般の個人情報保護法改正は、I T を利活用し成長戦略を推進する観点から、国際的な調和と消費者に安心していただける個人情報保護を図りつつ、一定の手続を経れば事業者が萎縮することなく、パーソナルデータ・ビッグデータを利活用した新たなイノベーションやサービス提供に挑戦できるような環境を整備することを旨とするべきである。

我々は、1 月 29 日、2 月 4 日、5 日の 3 回にわたり、消費者団体、経済団体等の関係者から今般の個人情報保護法改正に向けた意見をヒアリングし、いくつかの問題意識を共有するに至ったので、政府案策定にあたっては十分に留意されるよう、次のとおり提言する。

1. 個人情報の取得後のオプトアウトによる利用目的の変更は認めないこと。他方、一般的な消費者からみて合理的関連性のあるものとして現行法下でも認められている利用目的の変更の適用について、ビジネス実態や新たなビジネスニーズを踏まえ、柔軟かつ適時に対応できる規定とすること。
2. 個人情報保護委員会の名称を個人情報委員会とすること。
3. 本来の法改正の趣旨を踏まえ、個人情報保護法の目的規定及び新たに設置する第三者委員会（以下、委員会という。）の任務規定に、個人情報の利活用の推進に配慮する旨を明記すること。
4. 個人情報の定義（範囲）の拡大は行わないこと。現状においては、個人情報か否かを明確に線引きすることが困難であり、新たなグレーゾーンと萎縮効果を拡大しかねないものである。他方、個人情報とは言えないものの、メールアドレスや携帯電話番号のように、それ単体が本人の意思に反して提供・流通することにより、個人のプライバシーへの影響が小さくないものがあることから、委員会が規定するこのような情報の第三者提供については、取扱事業者が自主ルールを定めるなどの対応とすること。
5. 匿名加工して利用する場合には、委員会への届出によらず、国民が情報を得やすくなるよう、委員会の定める方法により取扱事業者が必要事項を公表すれば足りる旨の規定とすること。
6. 委員会は取扱事業者の業態や事業規模に配慮した指導・助言・監督等を行う旨を規定すること。
7. 委員会の体制については、個人情報の利活用の推進と保護の両面のバランスを取りつつ拡充する必要があることから、政府としてそのような体制構築に向けて努力する旨を規定すること。
8. 個人情報保護の実効性を担保するには、法令の整備のみならず、情報セキュリティ対策を不断に検討、構築する必要があることから、その努力規定を設けること。
9. 行政機関個人情報保護法及び独立行政法人個人情報保護法についても、匿名加工した官民共通の情報を円滑・迅速に利活用し国民の福利向上につなげる観点から、まずは、早期に個人情報保護法を踏まえた改正を行い、委員会が統一的・横断的に指導・助言等を行う体制を構築するべく、附則に明記すること。また、将来的には法律も個人情報保護法一本に集約することを検討するべく、附則に明記すること。
10. 個人情報保護法の各規定については、3 年ごとに見直しを行う旨を附則に明記すること。